

第5章 特別活動

1 改訂の趣旨及び要点

特別活動は、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体である。その活動の範囲は学年、学校段階が上がるにつれて広がりをもっていき、そこで育まれた資質・能力は、社会に出た後の様々な集団や人間関係の中で生かされていくことになる。このような特別活動の特性を踏まえ、これまでの特別活動の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたことを具体的に示すため、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」、「知っていること・できることをどう使うか（思考力、判断力、表現力等）」、「どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）」の資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理し、学級活動、生徒会活動、学校行事を通じて育成する資質・能力を明確にした。そして、そうした資質・能力を育成するための学習の過程として、「様々な集団生活に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととした。

内容の改善として学級活動においては、「(1) 学級や学校の生活づくりへの参画の指導の充実を図るため」、「(2) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」の内容を、各項目の関連に配慮して整理した。また、学習の過程として、「(1)」については、集団としての合意形成を、「(2)」及び「(3)」については、一人一人の意思決定を行うことを示した。生徒会活動においては、内容の「(1)」を「生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営」として生徒が主体的に組織作することを明示した。また、生徒会活動においてはボランティア等の社会参画を重視することとした。学校行事においては、中学校における職場体験等の体験活動を引き続き重視することとした。また、健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示している。

2 目標及び内容

(1) 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指すこととする。

- ① 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- ② 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ③ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(2) 内 容

今回の改訂では、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしつつ、それらを育むに当たり、生徒がどのような学びの過程を経るのかということ、さらにはそうした学びの過程において、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、教育活動の充実を図ることを、各教科等の目標の中で示された。

特別活動においてもこうした考え方に基づいて目標が示されている。このことは、これまでの特別活動の基本的な性格を転換するものではなく、教育課程の内外を含めた学校の教育活動全体における特別活動の役割を、より一層明確に示すものとなっている。具体的には、様々な集団での活動を通して、自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視するため、学校や学級の課題を見だし、よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性が明確になっている。また、小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育むというキャリア教育本来の役割を改めて明確にするなど、小・中・高等学校のつながりも明確になっている。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 調和のとれた特別活動の全体計画と各活動・学校行事の年間指導計画を全教職員の協力の下で作成するとしている。

イ 特別活動に充てる授業時数、設置する校内組織（校務分掌）や実施する学校行事等を明らかにするとしている。

ウ 生徒や地域の実態を十分に配慮するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成するとしている。

エ 障がいのある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的に、組織的に行うこととしている。

オ 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて、適切な指導をすることとしている。

(2) 取扱いの内容については、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒を活動の中心に置き、不足した情報や資料を補い、生徒の自主的な活動を側面から援助することが大切であり、受容的な態度で、根気よく継続して指導を続けることが必要であるとしている。

イ 自分たちの可能性が活かされ、任されているという認識の下に、意欲的・積極的に参加できるような日常的な指導や日頃から教師と生徒の触れあいを深め、信頼関係を築いていくことが大切であるとしている。

ウ 生徒の自発的、自治的な活動を展開するに当たって、特別活動で育成を目指す資質・能力のうち、主として何をを目指すのかについて、学級や生徒会活動の置かれている実態や解決を図らなければならない課題等から適切に判断し、それらに即した

内容の焦点化・重点化を図り、生徒の活動を明確にする指導とならなければならないとしている。

エ カリキュラム・マネジメントの視点に立ち、相互の関連を図った自発的、自治的な活動の創意ある展開は、効果的な指導を可能にするばかりでなく、生徒個々の深い学びを実現することになり、極めて重要な活動としている。

4 移行措置の内容

- (1) 平成30年度から平成32年度までの第1学年から第3学年までの特別活動の指導に当たっては、現行中学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新中学校学習指導要領第5章の規定によるものとしている。
- (2) 移行期間中に新中学校学習指導要領によることができるとされている特別活動において、実際に新中学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにしている。

5 移行措置期間中の留意事項

特別活動の指導を担当する教師は対象となる生徒の集団の種類や規模に応じて適正な役割の分担が必要である。

(1) 学級活動の場合

- ア 教師と生徒及び生徒相互の人間的な触れ合いを基盤とする指導であることとしている。
- イ 生徒の問題を生徒と共に考え、共に歩もうとする教師の態度が大切であることとしている。
- ウ 生徒に接する際には、常に温かな態度を保持し、公平かつ受容的で、生徒に信頼される教師であることとしている。
- エ 教師の教育的な識見と適正な判断力を生かすとともに、問題によっては毅然とした態度で指導に当たる必要があることとしている。
- オ 生徒の自主的、実践的な活動を助長し、常に生徒自身による創意工夫を引き出すように指導することとしている。
- カ 集団内の人間関係を的確に把握するとともに、人間尊重の精神に基づいて生徒が望ましい人間関係を築くように指導に努めることとしている。

(2) 学級活動以外の場合

- ア 生徒会活動の場合、全校の生徒の組織としての活動であるから、生徒会活動の全体の指導に当たる教師、各種の委員会の指導を担当する教師などを適切に定め、教師間の連携を緊密にし、協力しながら適切な指導を行うこととしている。
- イ 学校行事の場合、指導の対象となる生徒集団が大きいほか、特別活動の他の内容や各教科等の学習と関連する場合が多く、また、家庭や地域社会と連携して実施する場合もあるので、それぞれの学校行事の計画や指導の在り方を十分に検討するとともに、全教師の役割分担を明確にし、学校の指導体制の確立のもとに協力して指導に当たるようにしている。

(3) 授業時数（特別活動）

平成 30 年度以降も、特別活動は年間 35 時間と示され、目標やねらいが十分に達成できるようによく検討したうえで年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるなどして行うこととしている。

6 特に配慮すべき事項

特別活動の評価において、最も大切なことは、生徒一人一人のよさや可能性を生徒の学習過程から積極的に認めるようにするとともに、特別活動で育成を目指す資質・能力がどのように成長しているかということについて、各個人の活動状況を基に、評価を進めていくということである。

そのためには、生徒が自己の活動を振り返り、新たな目標や課題をもてるようにするために、活動の結果だけでなく活動の過程における生徒の努力や意欲などを積極的に認めたり、生徒のよさを多面的・総合的に評価したりすることが大切である。

そのため、生徒一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにすることができるようなポートフォリオ的な教材などを活用して、自己評価や相互評価するなどの工夫が求められる。

なお、生徒の自己評価や相互評価は学習活動であり、それをそのまま学習評価とすることは適切ではないが、学習評価の参考資料として適切に活用することにより、生徒の学習意欲の向上につなげることができる。

また、評価については、指導の改善に生かすという視点を重視することが重要である。評価を通して教師が指導の過程や方法について反省し、より効果的な指導が行えるような工夫や改善を図っていくことが大切である。

また、特別活動の評価に当たっては、各活動・学校行事について具体的な評価の観点を設定し、評価の場や時期、方法を明らかにする必要がある。

その際、特に学習過程についての評価を大切にするとともに、生徒会活動や学校行事における生徒の姿を学級担任以外の教師とも共通理解を図って適切に評価できるようにすることが大切である。